

第4号議案

蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

職員の退職手当の改定を行うため提案する。

## 蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

### (蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

附則第9項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

### (蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年蒲郡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

### (蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年蒲

都市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「44年」を「42年」に、「第10項」を「第8項」に改める。

(蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年蒲  
郡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続  
期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都  
合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条  
例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期  
間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそ  
れぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病  
又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下  
の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の  
87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による  
改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期  
間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合  
により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例  
第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期  
間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそ  
れぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病  
又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下  
の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の  
87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による  
改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期  
間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合  
により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例  
第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期  
間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそ  
れぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病  
又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下  
の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の  
87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による  
改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期  
間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合  
により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例  
第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期  
間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそ  
れぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病  
又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下  
の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の  
87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による  
改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期  
間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合  
により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例  
第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期  
間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそ  
れぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病  
又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下  
の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の  
87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による  
改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の蒲郡市職員の退職手当に関する条例(以下こ  
の条において「新退職手当条例」という。)附則第8項(新退職手当条例附則第1

0項及び第3条の規定による改正後の蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部  
を改正する条例附則第11項においてその例による場合を含む。)及び第9項の規

定の適用については、新退職手当条例附則第8項中「100分の87」とあるの  
は、公布の日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」

と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の9  
2」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を  
改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)

及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」と  
あるのは、公布の日から平成26年3月31日までの間においては「100分の

98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、公布の日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、公布の日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。